

検討項目④まとめⅢ-2

中間取りまとめ(案)第5の内3から6の修正内容(追加)※頁及び行は、前回配布した修正内容の反映版の数字です。

No.	修正箇所		グループ	前回での修正結果	再修正・追記意見	反映結果(案)(反映させない場合はその理由)	備考
	頁	行					
1	7	5	A	市民参画と協働の必要性を、市民、市議会及び市等、まちづくりに関わる各主体が、それぞれ理解していくこと。→意識改革	市民参画と協働の必要性を、市民、市議会及び市等、まちづくりに関わる各主体が、それぞれ理解していきます。→意識改革	修正案のとおり修正します。	
2	8	22	B	市は、政策形成過程等に関する事項について、市民に分かりやすく説明するとともに、説明内容に対して出た適切な意見については、反映するよう努めなければなりません。	市は、政策形成過程等に関する事項について、市民に分かりやすく説明するとともに、説明内容に対し出た意見については、適切に反映するよう努めなければなりません。	原文のとおりとします。 ※出た意見については、まずは市として受け止めた上で、その中で適切な意見については反映していくよう努めるという趣旨ですが、Bグループのご意見の趣旨も同じであると思えます。しかし、今回の修正案であると、極端に的を外れた意見でも反映するよう努めるというようにも読めてしまうことから、原文のとおりとしたいと考えます。	
3	8	25	D	地域コミュニティ及び事業者等の役割	地域コミュニティや事業者は市民に含まれることや、法律用語として違和感を感じることから、市民と別に規定することに疑問。	原文のとおりとします。 ※地域コミュニティや事業者等という表現は条例等で使用されている例もあります。また、確かに地域コミュニティや事業者等は市民の定義の中に含まれますが、住民と同じく持つ役割の部分と、地域コミュニティ、事業者等として独自に持つ役割とがあることから、後者を別に記載しています。以上を踏まえ、原文のとおりとしたいと考えます。	
4	12	8	A	地域への愛着や地域のつながり	地域への愛着や地域とのつながり	修正案のとおり修正します。	